

# 社会福祉法人一視同仁会

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一視同仁会（以下「同仁会」という。）役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、同仁会の定款に定められた理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

### (公表)

第4条 同仁会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### 附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成15年11月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は平成 30 年 1 月 29 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。